

令和3年第3回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年4月27日（火曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認について
「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」
- 第 5 承認第 2号 専決処分の承認について
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 6 承認第 3号 専決処分の承認について
「令和2年度羽幌町一般会計補正予算」（第17号）
- 第 7 議案第35号 羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第36号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第37号 羽幌町定住促進住宅建設工事請負契約について
- 第10 議案第38号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君

総務課長	敦賀哲也君
兼電算共同化推進室長	
地域振興課長	清水聡志君
財務課長	大平良治君
財務課主幹	熊谷裕治君
町民課長	宮崎寧大君
福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
社会教育課長	飯作昌巳君
兼公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	佐藤諒輔君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和3年第3回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和3年第3回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

昨年2月に端を発した新型コロナウイルス感染症は、依然として感染拡大に歯止めがかからず、国では今月23日に感染の再拡大が続く東京など4都府県を対象に3回目となる緊急事態宣言を発令いたしました。北海道内全体の感染状況につきましては、札幌市内において感染力が強いとされる変異株への置き換わりが進む中、新規感染者の増加が加速しており、医療提供体制は一層厳しい状況が続いております。また、全国的な感染拡大が深刻化する中、人の移動が一層活発化するゴールデンウィークを迎えるに当たり、さらなる感染拡大に最大級の警戒が必要となっている状況にあります。北海道では緊急事態宣言の発令や道内の現状を踏まえ、札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策として5月1日までの間、人と人との接触を徹底的に控え、できる限り外出や往来を控えることなどを道民に対し協力要請を行うこととしております。感染の再拡大防止に向け、できる限り札幌市との往来を控えることや、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置の適用を受けた地域との不要不急の往来を控えることをはじめ、3密の回避、手洗いや手指消毒、マスクの着用など、基本的な感染防止行動の実践や感染リスクが高いとされる飲食の場における感染防止対策の徹底などの取組に引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。このような中、本町におきましてはホームページや保健だよりを通じて感染の再拡大防止に向けた情報提供を継続しているほか、緊急事態宣言の発令を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく羽幌町新型コロナウイルス感染症対策本部を4月23日付で再設置したところであります。

また、感染症の発症や重症化予防が期待されるワクチン接種につきましては、町民の皆様にごできるだけ早く接種していただけるよう準備を進めており、65歳以上の方を対象に接種券を郵送させていただいたところでありますが、ワクチンの入荷日が確定しておらず、現時点において日にちのご案内はできていない状況であります。引き続き国や北海道などと調整をしながら、ワクチンの供給が整った時点で円滑に接種ができるよう順次接種予定者へご案内してまいりたいと考えております。

重ねてのお願いになりますが、議員並びに町民の皆様におかれましては、自らがかからないための自己防衛、周りにうつさないための配慮など基本的な感染防止対策の徹底とご自身や大切な人の命と健康を守る行動に努めていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は専決処分の承認3件、議案として条例案2件、工事請負契約の締結1件、令和3年度補正予算案1件の合わせて7件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君 2番 磯 野 直 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号～承認第2号

○議長（森 淳君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」、日程第5、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第1号及び承認第2号の2件につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和3年4月27日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町税条例等の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和3年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております説明資料、羽幌町税条例等の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条項の改正や条項の整備などにつきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

まず初めに、町民税に関するものであります。1、国外居住親族に対する非課税限度額の取扱いの見直しであります。個人町民税に係る均等割及び所得割の非課税限度額の算定基礎となる扶養親族から年齢30歳以上70歳未満の国内非居住者であって、下記の①から③までのいずれにも該当しない者を除外するものであります。

次に、2、特定公益増進法人等に対する寄附金税額控除の範囲の見直しであります。特定公益増進法人等に対する寄附金税額控除の対象から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するものであります。

次に、3、申告書の電子提出に係る手続の見直しであります。給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告や、退職所得申告書を電子提出する場合、これまでは税務署長の承認が必要でありましたが、一定の条件を満たしている場合この承認を不要とするものであります。

次に、4、セルフメディケーション税制の延長であります。健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っている方が特定一般用医薬品等購入費、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費を支払った場合に医療費控除を受けることができる特例を令和9年度まで5年延長するものであります。

次に、住宅ローン控除に係る特例制度の延長であります。一定の要件を満たす場合、住宅借入金等特別税額控除に係る特例の適用期限を令和17年度まで延長するものであります。

続いて、固定資産税に関するものであります。1、わがまち特例の追加と廃止であります。追加分として特定都市河川浸水被害対策法または下水道法に規定する認定事業者が設置した一定の雨水貯留浸透施設について、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日から令和6年3月31日までに取得したものに限り、課税標準の特例措置の率を3分の1としております。

また、廃止となりましたものは、特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事に設置された一定の雨水貯留浸透施設と、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置であります。

次に、2、土地に係る負担調整措置の延長であります。土地に係る価格の下落修正を行う負担調整措置の適用期限を令和5年度まで延長するものであります。なお、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り負担調整措置等により課税標準額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置くこととしております。

続いて、軽自動車税に関するものであります。1、環境性能割の税率区分の見直しであります。3輪以上の乗用の軽自動車に係る税率区分についてその対象となる燃費基準を見直すものであります。

次に、2、環境性能割の臨時的軽減の延長であります。環境性能割の税率を1%分減額する特例措置の適用期限を9か月延長するものであります。

次に、3、種別割のグリーン化特例（軽課）の見直しであります。3輪以上の軽自動車に対する軽減課税について、75%軽減については令和元年度の改正により既に対象となっていた自家用乗用車以外も対象に加えるほか50%軽減及び25%軽減については対象とする燃費基準を見直し、営業用乗用車に限定した上で令和5年度まで2年間延長するものであります。

改正内容については以上であります。

なお、施行期日及び適用に関する経過措置につきましては、それぞれ附則を設けております。

これで承認第1号の説明を終わります。

次に、承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和3年4月27日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和3年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正内容の説明をいたしますが、先ほどの説明資料の3ページ、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。なお、先ほどの税条例等の改正と同様に適用条項の改正や条項の整備などにつきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

改正内容につきましては、先ほどの税条例等の一部改正において固定資産税で説明をいたしました土地に係る負担調整措置の延長と同様となっております。

施行期日は令和3年4月1日としており、またこの規定は別段の定めがあるものを除き、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第2号の説明を終わります。

以上、承認第1号及び第2号につきましてよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する

条例」について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号

○議長(森 淳君) 日程第6、承認第3号 専決処分の承認について「令和2年度羽幌町一般会計補正予算」(第17号)を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長(大平良治君) ただいま上程されました承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和3年4月27日提出、羽幌町長。

処分内容は、令和2年度羽幌町一般会計補正予算(第17号)であります。

次のページをお開き願います。専決処分書でありますが、令和3年3月31日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,736万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,650万8,000円にするほか、繰越明許費及び地方債を変更するものであります。

3ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正であります。光ファイバ整備に係る2事業につきましては、事業費が減額となりましたことから、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては国からのワクチン配付が当初予定より遅れ、これにより4月以降に支出する事務経費が増加することから、それぞれ繰越額を変更するものであります。

次に、第3表、地方債補正であります。高度無線環境整備事業債につきましては、光ファイバ整備に係る事業費が減額となりましたことから、医師確保対策事業債につきましては過疎対策事業債のソフト事業分に係る申請総額の調整により、それぞれ限度額を変更するものであります。

続きまして、補正の内容をご説明いたします。6ページをお開き願います。歳入の14款国庫支出金、総務費国庫補助金8,196万5,000円の増額は、地方創生臨時交付金の額決定により増額するものであり、同じく教育費国庫補助金280万円の増額は町立小中高等学校において令和3年度に繰り越して実施する学校保健特別対策事業に対する補助金額の決定によるものであります。

7ページを御覧ください。18款繰入金、財政調整基金繰入金1億943万円の減額は、財源調整として減額するものであります。

次の21款町債につきましては、地方債補正の内容と重複いたしますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをお開き願います。2款総務費、企画費において負担金補助及び交付金3,736万5,000円の減額は、光ファイバ整備に係る事業費が減額となりましたことから負担金を減額するものであります。

9ページを御覧ください。4款衛生費、保健衛生費の補正は医師確保対策事業に係る財源の一部を一般財源から過疎対策事業債に財源更正するものであります。

次の7款商工費、商工振興費から11ページの10款教育費、高等学校費、学校管理費までの各補正につきましては、それぞれの事業に係る財源の一部を一般財源から地方創生臨時交付金などの国庫支出金に財源更正するものであります。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について「令和2年度羽幌町一般会計補正予算」（第17号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第35号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第35号 羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第35号 羽幌町固定資産評価

審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和3年4月27日提出、羽幌町長。

提案の理由は、国税及び地方税関係書類に係る押印等の見直しに伴い、改正するものがあります。

羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。羽幌町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年羽幌町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております議案第35号 羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表を併せて御覧願います。左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所を下線を引いております。

まず、第4条につきましては、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合に提出する審査申出書への押印規定である第4項を削り、第5項及び第6項を1項ずつ繰り上げるものであります。

次に、第8条第5項につきましては、同様に口頭審理に際して提出する口述書への押印等の記述を改めるものであります。

以上が改正内容であります。ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第35号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第36号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第36号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和3年4月27日提出、羽幌町長。

提案の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯に対する国民健康保険税の減免について、令和3年度分についても対象とするため、改正しようとするものであります。

条文を朗読いたしますが、別途お配りしております議案第36号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましても併せて御覧願います。左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所を下線を引いております。

それでは、条文を朗読いたします。

羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「限り、令和2年1月以前分の国民健康保険税を除く」を「限る」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第36号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第37号 羽幌町定住促進住宅建設工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第37号 羽幌町定住促進住宅建設工事請負契約につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和3年4月27日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、羽幌町定住促進住宅建設工事でございます。

2、契約の方法は、プロポーザルに基づく随意契約でございます。

3、契約金額は6,279万9,000円、うち消費税額570万9,000円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町幸町20番地の3、有限会社芳賀建設代表取締役、芳賀宏希であります。

提案の理由であります。契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第37号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 羽幌町定住促進住宅建設工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第38号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,604万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,604万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容であります。新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金を活用し、行政施設における感染予防対策や感染拡大の影響により依然として厳しい経営状況にある事業者等に対する財政支援を実施するものであります。

初めに、歳出の2款総務費、一般管理費において施設等感染防止対策事業118万8,000円の補正は、庁舎等における感染予防対策に係る備品等を購入するものであります。同じく自治振興費において、ハイヤー運行支援事業120万円の補正は、ハイヤー事業者に対し車両1台当たり20万円を助成するものであり、バス運行支援事業3,090万円の補正は、バス事業者に対し都市間バス運行に係る費用の一部を助成するものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において、施設等感染防止対策事業27万8,000円の補正は、留萌中部地域子ども発達支援センターの換気用窓に網戸を設置するものであります。

同じく児童福祉費において、準要保護世帯臨時特別支援事業35万8,000円の補正は、小中学校が臨時休業となった場合に準要保護世帯に対し給食費相当額を助成するものであり、子育て支援応援給付金給付事業350万円の補正は、新生児に対し1人当たり10万円の給付金を支給するものであります。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において、施設等感染防止対策事業26万4,000円の補正は、健康診断等での感染拡大を防止するため非接触式体温検知器を購入するものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において、農業経営者支援事業2,375万円の補正は、農業者に対し営農に必要な経費の一部支援として一律25万円を支給するものであり、スマート農業推進事業409万6,000円の補正は、るもい農業協同組合に対し農業機械の自動走行等に必要なRTK基地局の整備費用を補助するものであります。

同じく水産業振興費において、漁港使用支援事業29万8,000円の補正は、漁業者が負担する漁港使用料相当額を支援するものであり、港湾使用支援事業380万7,000円の補正は、漁業者及び北るもい漁業協同組合が負担する港湾使用料相当額を支援するものであり、漁業者経営支援事業1,768万円の補正は、漁業者に対し所有する漁船規模に応じて操業に必要な経費の一部を支援するものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において、指定管理事業継続支援事業3,000万円の補正は、いきいき交流センター指定管理事業者に対し、前々年の収支と比較し、減収の7割3,000万円を上限に支援するものであり、町内事業者事業継続支援事業880万円の補正は、小売事業者等に対し固定費の一部8万円を上限に支援するものであり、飲食業等事業継続支援事業1,080万円の補正は、飲食店に対し一律20万円を支援するものであります。

離島クーポン券事業373万円の補正は、離島を訪れる観光客等に対し島内で使用でき

るプレミアム付クーポン券を発行し、離島地区の経済活性化を図るものであり、販売促進支援事業520万円の補正は、特産品や製造加工品等について通信販売や地方発送を行っている事業者に対し、送料や新製品開発に係る費用の一部を補助するものであります。

同じく観光費において、施設等感染防止対策事業386万7,000円の補正は、いきいき交流センター及びバラ園トイレ等の蛇口を非接触式へ改修するものであります。

次に、9款消防費、消防費において、北留萌消防組合負担金事業30万円の補正は、救急隊員等が使用する防護服等の購入に係る負担金であります。

同じく災害対策費において、避難所等感染防止対策事業470万円の補正は、避難所における感染防止対策用資機材の購入費用であります。

次に、10款教育費、公民館費において施設等感染防止対策事業132万2,000円の補正は、各種事業による感染拡大を防止するため、大ホールの全客席に抗ウイルス、抗菌効果のある専用液をコーティング、塗布するものであります。

続いて、歳入についてであります。特定財源である地方創生臨時交付金1億3,074万6,000円、離島クーポン券販売売上金100万円のほか、不足する2,430万円につきましては財政調整基金を繰入れし、対応することとしております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第38号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 11ページの商工振興費の中の特に町内事業者継続支援、もう一つ飲食業等の継続支援、この2つについてですけれども、この間コロナ禍の影響で非常にお客さんも減っていて、現金収入も下がっているということで、飲食店についてはこれまで2回かな、支援してきていると思いますが、この後もお客さんが減っていれば現金収入のほうでも非常に厳しい状況だろうと思われまして、もしもいただけるのであれば、できるだけ早くいただきたいという思いでもあろうかと思うのですが、その辺の書類を取って審査をして銀行の振込ということになるのだろうと思うのですが、いつ頃手元に届くというようなことを見通して思っているのか伺います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

できるだけ早い時期ということで考えておまして、連休明けから動き出して5月いっ

ばいでは支払いが終わるような格好で進めたいとは思っております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和3年第3回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時42分）